

事由コード9 活動中の所有物の破損・盗難・紛失保障

・加入者が組合員活動中に、個人の所有物の破損・盗難・紛失にあった時の保障。

〈保障内容〉 個人所有物に関しては被害実額にかかわらず、上限1万円
但し、活動に必要なものに関しては、上限を5万円にする。

〈補足〉 運営委員が認めた活動中における事故を保障する。
「活動に必要なもの」とは、開催された企画などに
必要なため代表して持ってきたものをいう。
共同購入品の受取中の破損、盗難、紛失事故は事由コード14。
保険で賄えないものの保障。
活動中の自転車の破損、盗難にも対応する。
盗難の場合は警察に届けること。



〈申請に必要な書類〉
修理費明細書もしくは、新しい物の購入代金領収書（コピー不可）。
盗難の場合は警察の受理番号。

《申請書》 配送コース 火・水・木・金 AM・PM 担当者：_____ 記入日 年 月 日

グループ名)	組合員コード	事由発生者氏名（自署）	電話番号
------------	--------	-------------	------

《事由報告書》

事故発生日時	年 月 日 時頃
事故発生場所	
活動の内容	
事故発生時の状況	
事故（被害）にあった物	被害実額 _____ 円

《請求書》

給付額 _____ 円	グループ名・証明者氏名（自署）
-------------	-----------------

- *自動車、バイク（原付含む）事故は、この保障の対象外です。
- *活動に必要なものとは、開催された企画に必要なため、代表して持ってきたものなどです。
- *請求にあたっては、盗難・紛失の場合は新規購入品の領収書（コピー不可）を添付。
破損の場合は修復費の領収書（コピー不可）を必ず添付してください
- *所定事項記入後、郵送又は配送職員へ 原則として、事由発生日から **60日以内**に提出してください。
- *証明者は、活動の主催者等、申請者以外の組合員です。

〈事務局記入欄〉 受付日 _____ 年 月 日 受付者 _____ 受付番号 _____
処理日 _____ 年 月 日 処理者 _____